

関東学生バドミントン連盟規約

第1章 名称、組織および本部

- 第1条 本連盟は、関東学生バドミントン連盟（Kanto Intercollegiate Badminton Federation）と称する。
- 第2条 本連盟は、関東地区（東京都、神奈川県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、栃木県、山梨県）に所在する大学および短期大学（以下、大学と称する）のバドミントン部を以て組織する。
- 第3条 本連盟は、本部を横浜市青葉区鴨志田町560-5「サンヒルズ金子」303号室に置く。
- 第4条 本連盟は、全日本学生バドミントン連盟、(公財)日本バドミントン協会に加盟する。

第2章 目的

- 第5条 本連盟は、関東地区における学生バドミントン競技を総括代表し、その活動を通じて学生バドミンントンの普及と競技力向上に努め、フェアプレイの精神を養い、学生相互の交流と親睦を図り、関東地区の学生バドミントン競技を発展させる事を目的とする。

第3章 役員を選出および任務

- 第6条 本連盟には、次の役員を置く。
- | | |
|----------|-----------------|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 常任役員 | 若干名（学連役員の内数とする） |
| 4. 学連役員 | 若干名 |
| 5. 委 員 長 | 1名 |
| 6. 副委員長 | 2名 |
| 7. 常任委員 | 若干名（学連委員の内数とする） |
| 8. 学連委員 | 約 26名 |
| 9. 委 員 | 約200名 |
| 10. 会 計 | 2名 |
| 11. 監 事 | 2名 |
- 第7条 会長は、常任委員会において推薦し、総会で決定する。会長は、本連盟を代表して会務を統括する。会長の任期は1期3年とし、再選を妨げないものとする。
- 第8条 副会長は、常任委員会 の推薦により会長が委嘱する。副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故ある時は、会務を代行する。副会長の任期は、会長の任期に準ずる。
- 第9条 常任役員は、学連役員の中から学連委員会で推薦し、常任委員会で決定する。

- 第10条 学連役員は、下記のようにおく。
監督会推薦役員 3名 学識経験者役員3名 推薦役員2名
- 第11条 委員長は、常任委員が互選し、総会の承認を得て本連盟の常務を統括する。
- 第12条 副委員長は、常任委員の推薦により委員長が委嘱する。副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第13条 副委員長に事故ある時は、当該者所属大学選出の常任委員が、常任委員会の承認を得てその職務を代行することができる。
- 第14条 常任委員は、学連委員会で推薦し、常任委員会で決定する。
- 第15条 学連委員は、下記のようにおく。
男女 1部6名（各校から1名）
男女 2部3名（所属6校から各校1名計3名以上）
男女 3部以下各部各所属から1名以上（原則各部2位校がこの任に当たる）
- 第16条 委員は、加盟大学に於いて1名宛推薦する。当該加盟大学が認めた 部長、監督、登録されたコーチ等を含む。
- 第17条 本連盟の会計は、常任委員が互選し、総会の承認を得てこの任に当たる。
- 第18条 監事は2名とし、学連委員会で推薦し、総会で選任する。
2. 監事は、常任委員会、学連委員会および総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権はないものとする。
- 第19条 全日本学生バドミントン連盟の代議員の選出は、常任委員会がこれを行う。
- 第20条 会長、副会長を除く役員任期は1年とする。但し重任および再選を妨げない。また、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。
- 第21条 本連盟は、必要に応じて、常任委員会の議を経て、名誉会長、顧問および参与等の役員を置くことができる。これらの役員は、常任委員会・学連委員会 および総会に出席し意見を述べるることができる。但し、議決権はないものとする。

第4章 会議

- 第22条 本連盟には、次の機関を置く。
1. 総会
2. 学連委員会
3. 常任委員会
4. 専門部
5. 監督会
- 第23条 総会は、会長、副会長、常任役員、学連役員、委員長、副委員長、常任委員、学連委員、会計、および委員を以って構成し、次の事項を審議し決定する。
1. 事業総括並びに収支決算
2. 事業計画並びに予算編成
3. 役員承認
4. 規約の改正
5. その他本連盟に関する重要事項
- 第24条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、毎年2回会長が召集し、議長は会長が行う。

第25条 総会は、全委員の過半数を以て成立する。また、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第26条 総会は、構成員の3分の1以上の要求がある場合は臨時に開かねばならない。

第27条 学連委員会は、会長・副会長・常任役員・学連役員・委員長・副委員長・常任委員・学連委員・および会計を以て構成し、本連盟の規約に定める事項を行うほか、常任委員会の諮問に答える。

2. 学連委員会は構成員の過半数を以て成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3. 学連委員会の議長は委員長が行う。

第28条 常任委員会は、会長・副会長・常任役員・委員長・副委員長・常任委員および会計を以て構成し、必要に応じて開催される。

2. 常任委員会は構成員の過半数を以て成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3. 常任委員会は本連盟の常務を掌握して事業運営の任にあたる。

4. 常任委員会の議長は委員長が行う。

第29条 総会・学連委員会および常任委員会では、議事録を作成し、議長および出席者の代表1名が署名・捺印の上、保管する。

第5章 事業

第30条 本連盟は、第5条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 関東大学バドミントン春季・秋季リーグ戦
2. 関東学生バドミントン選手権大会
3. 関東学生バドミントン新人選手権大会
4. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第6章 登録

第31条 本連盟に加入できる団体は、文部科学省令に定める大学において公認されたバドミントン競技団体（部）とする。

第32条 各大学は、年度当初に本部の定める用紙にて大学名簿を作成し、本部に提出しなければならない。名簿には、大学名およびその所在地、部長・監督およびコーチ名、登録学生の住所・氏名・性別・年令・学年・入学年度・委員氏名、書類送付先等が記入されていなければならない。

第33条 登録単位は、第31条が規定する大学の独立した部活動を1単位とする。

第34条 前条の登録単位は、同一大学に男子部と女子部がある場合は、別個の登録単位とする。

第35条 登録後に変動がある場合、当該大学は、遅滞なく本部に届け出ねばならない。

第36条 本連盟への登録年数は、4年間(短大は2年間、医学部・歯学部は6年間)とする。

但し、一旦大学を中退し同一大学へ再入学、又は他大学へ再入学または編入した場合は、当該登録学生を調査し、常任委員会でこれを決定する。

第37条 本連盟の主催する大会は、日本国で出生し引き続き国内に居住している登録学

生が出場できるものとする。但し、外国人留学生については別途定める。

第38条 次の各項に該当する登録学生は、本連盟主催の大会には出場することができない。

1. 一旦大学を卒業した者。但し、短大より大学へ編入する者に限り卒業として取り扱わない(残り年数は2年とする)。
2. 理由の如何を問わず停学謹慎中の者および休学中の者。
3. 聴講生・研究生・通信課程生・専攻課程生・大学院生

第7章 経費および会計

第39条 本連盟の経費は、登録費(団体・個人)およびその他の正当な収入によって支弁する。但し、登録費の詳細は別途定める。

第40条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第8章 罰則

第41条 本連盟の規定する事項に反した場合は、本連盟および該当都県学連に対する一切の権利を失う。罰則を適応される期間も登録年数のなかに含まれるものとする。

第42条 学生としての本分に反したる者は、常任委員会において処罰するものとする。

第9章 規約の改正

第43条 本規約の改正は、常任委員会で審議し、総会においてこれを承認する。

第10章 付則

- 第44条
1. この規約は、1969(昭和44)年4月12日より実施する。
 2. この規約の一部改正は、1998(平成10年)年2月21日より施行する。
 3. この規約の一部改正は、2004(平成16年)年3月6日より施行する。
 4. この規約の一部改正は、2016(平成28年)年8月6日より施行する。